

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年 1月29日

独立行政法人農畜産業振興機構  
契約事務責任者 理事 塩島 勉

### 記

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件名 ファクシミリ(10台)の賃貸借及び保守
- (2) 仕様 別紙のとおり

#### 2 納入期限等

- (1) 納入期限 平成22年3月31日(水)
- (2) 納入場所 東京都港区麻布台二丁目2番1号  
独立行政法人農畜産業振興機構

#### 3 競争に参加する者に必要な資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 「競争参加資格審査等事務取扱要領」(平成15年10月1日付け15農畜機第152号)第6条及び第7条に該当しない者であること。

\* 「競争参加資格審査等事務取扱要領」(抜粋)

(有資格者とししない者)

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者を有資格者にししないものとする。

(有資格者とししないことができる者)

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間に有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者

- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 入札時において、平成19年～21年度独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における「賃貸借」に登録された者であること。

#### 4 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

独立行政法人農畜産業振興機構 総務部総務課

東京都港区麻布台二丁目2番1号（麻布台ビル南館3階）

電話番号 03（3583）9175

FAX 03（3583）8472

\*仕様に関する質問は、平成22年2月19日までにFAXにて行うこと。

#### 5 入札の日時及び場所

(1) 日時 平成22年2月26日（金） 午前11時

(2) 場所 独立行政法人農畜産業振興機構 南館1階会議室

#### 6 説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成22年2月12日（金） 午前10時30分～

(2) 場所 独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階中会議室

#### 7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金  
免除

(2) 入札の無効

本公告に示した競争の参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

契約事務責任者が当該契約の履行が可能であると判断した者であって、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号）第13条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 契約書の作成の要否

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9 支払方法

契約金額を月額で毎月後払いとする。

(別紙2)

ファクシミリにかかる仕様書

物 件 名	ファクシミリ	
数 量	10台	
大 き さ	幅 75cm×奥行き 70cm×高さ 120cm 以内に入るもの	
ファックス機能	1	適用回線 一般加入電話回線 G3、スーパーG3 対応
	2	送信原稿サイズ A3、B4、A4、B5、はがき
	3	記録紙サイズ A3、B4、A4、B5
	4	宛先登録件数 1,000 件以上
	5	給紙容量 本体(2トレイ) : 2台 (設置台不要) 3トレイ : 6台 (設置台要) 4トレイ : 2台 (設置台要)
	6	電送時間 G3時 : 3秒台
	7	読取速度(A41枚当たり) 2秒以内
	8	メモリ 6MB 以上
	9	同報送信機能 あり
	10	PCファックス送信機能 あり
	11	自動紙送り装置機能 あり
	12	カウントメーターの自動検針が可能であること。
ファックス台	1	(ファックス本体を設置する台) キャスター付き (但し商品がない場合はこれに限らない)
環 境 対 策	1	グリーン購入法適合商品であること。
そ の 他	1	納入時の設置及び設定を行うこと。機器が使用可能となる状態までとする。
	2	設置時に利用方法の説明を役職員に行うこと。
保 守 内 容	1	メーカー保証(無償)の保守を含むものとし、ファクシミリが正常に稼働し得るための点検、整備、部品の交換等を定期的に行うこと。
	2	故障等した場合は、機構の要請に基づき、迅速かつ正確に修理を行うこと。
	3	ファクシミリに必要な消耗品(トナー)等を供給をすること。
	4	保守はパック保守とし、年間契約で行う。
契 約 期 間	平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日(5年間)	
納 入 期 限	平成 22 年 3 月 31 日(金)	

見 積 方 法	ファクシミリ、付属品(当初トナーを含む。)、設置費、導入機器の期間満了後の撤去費用を含めた総額を入札価格に記入すること。
---------	--

## 入 札 心 得

### (総則)

第1条 独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が行うファクシミリ（10台）の賃貸借及び保守契約の入札については、この心得によるものとする。

### (入札等)

- 第2条 入札参加者は、あらかじめ入札公告、入札条件等の内容を熟知の上、入札しなければならない。
- 2 入札参加者は、入札書（別添1）を封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）等を表記し、入札の公告に示した日時及び場所に入札しなければならない。
  - 3 入札参加者は、代理人によって入札をする場合は、入札前に委任状（別添2）を提出しなければならない。
  - 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
  - 5 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
  - 6 入札参加者は、一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。
  - 7 入札に際し代理人を立てる場合、当該代理人は委任状に押印してある代理人の印鑑を持参すること。

### (公正な入札の確保)

- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては競争を制限する目的で他の入札参加者と、入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
  - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### (入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

### (入札の無効)

第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする

- (1) 競争に参加する者に必要な資格を有さない者のした入札

- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札者の記名押印が欠けている入札
- (5) 誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により意思表示が不明確な入札
- (6) 入札の目的に示された要件と異なっている入札
- (7) 条件が付されている入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額又は最高額を下回る金額の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

#### (開札)

第6条 開札は、入札後入札公告に示した場所及び日時に、入札者を立ち会わせて行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

#### (落札者の決定)

第7条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者の価格によっては、その者により、当該契約の内容に適した履行がされないこととなるおそれがあると認めるときは落札者の決定を保留することが出来る。

- 2 落札者を保留した場合は落札者を決定次第、結果を落札者及び最低価格入札者（最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ）に通知し、他の入札者にはその旨をお知らせする。

#### (再度入札)

第8条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、最初の入札に加わらなかった者及び独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号）第17条第2項の規程により入札を無効とされたものは入札に参加できない。

#### (同価格の入札)

第9条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 3 第1項の規程により決定した落札者が契約を締結しないときは、同価

の入札をした他の者をもって落札者とする。

(契約書の提出)

第10条 落札者は、当機構から交付された契約書に記名押印の上、速やかに当機構に提出する。

(異議の申立)

第11条 入札をした者は、入札後この心得等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

別添1

入 札 書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 木下 寛之 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名  
(代理人)

印  
印)

¥

ただし、ファクシミリ（10台）の賃貸借及び保守料に係る経費

上記のとおり入札します。

- 注意：1. 入札年月日は必ず記入のこと。  
2. 入札金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない額とすること。  
3. 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。  
4. ( ) 内は代理人が入札するときを使用すること。

別添2

## 委任状

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 木下 寛之 殿

私は、 印 を代理人と定めて下記権限を委任します。

### 記

独立行政法人農畜産業振興機構のファクシミリの賃貸借及び保守料に係る  
経費の入札に関する一切の件

住所  
会社名  
代表者名

印